



田沼 祥子・田辺 順一著

『いのち抱きしめて』

上田 誠吉

改革への連帯を求めて

原水協の代表理事をながくつとめた法政大学名誉教授の田沼肇が進行性核上性麻痺という難病のために、13年にわたる在宅介護の闘病のちに、力つきて亡くなったのは2000年8月9日のことだった。今年5月、その妻田沼祥子は写真家田辺順一との共著『いのち抱きしめて』を上梓した。この本は、まず42葉にのぼる田辺撮影の写真が田沼夫妻とその支援者たちの努力のあとを描きだしている。

食事をたのしみ、音楽に耳をかたむける田沼の表情、陽を浴びて公園に行く車椅子の散歩、裁判所の玄関前で傍聴の看護学生の少女たちの微笑みにつまれた田沼夫妻など、多面的なくらしの諸相が写されている。ついで田沼祥子の「いのち抱きしめて」の記録、それは昼夜の生活から医療と介護と福祉と裁判の現状と問題点に及ぶ。その批判と改革を志向する眼はきびしいが、同時に周囲への感謝と慎みの心が感得される。最後に主治医岩田誠と橋本進が寄稿して著者二人の視野を拡げている。

岩田医師によると、進行性核上性麻痺という疾病は、医学界で認識されるようになってからまだ30年しか経っていない「歴史の浅い病気」で、わが国での患者数は約3500人である。そして「いまだ原因についても、治療法についてもまったく判らないことばかりで」、「多くの患者さんは6～7年の経過で亡くなってしまわれる」。田沼が発症以来、13年にわたってこの病と闘い抜いたのは、希有のことだった。この増悪の異例の緩徐さは、田沼が祥子夫人を中心とする最良の介護のもとで、最大の闘病生活のエネルギーを発揮したからである。治療の方法の判らな

い状況のもとで、介護が唯一の、そして最良の医療であったのだ。岩田医師はそのように証言をしてくれたのだが、この指摘は医療と介護についての根本的な問題を明らかにしていた。

田沼は1994年に東京都が重度心身障害者手当の支給申請を却下したことに対し、異議を申し立て、更に都がこれを却下したことに対して行政訴訟を提起し、最高裁まで争った。

最高裁が2000年3月に田沼の上告を棄却したあと、5月に危篤となり、8月9日に永眠した。この一審判決は、「地方公共団体において、いかなる要件のもとにいかなる福祉措置を講ずるか、財政事情を含む当該地方公共団体の諸事情の下において決定されるべき政策問題というべきであり」として、都の主張を支持した。ここでも福祉と政策をめぐる根本が問われていたのである。

田沼の旧友O教授は本書について、「これは闘病記に非ず、いのちを共に歓ぶの記なり」という感想を寄せられた。わたくしもまったく同感である。田沼夫妻の高い心事と強靱な意志と、そして深い愛情が、微笑をうかべながら、改革への連帯を求めて、この本に結晶したのだ。(2002年8月9日記)

(日本評論社・2002年5月刊・1900円＋税)

(うえだ せいさち・労働総研理事・弁護士)

脇田 滋著

『派遣・契約社員 働き方のルール』

内山 昂

著者の脇田滋氏は、龍谷大学法学部教授である。専門は労働法、社会保障を担当されている。研究者としての業績は優れた実績をお持ちであるが、同時にこの著書の冒頭でも紹介されるとおり1980年代以降非正規職員の広がりとともに民主法律協会派遣労働研究会に参加し、1996年に「派遣労働者の悩み110番」を開設しその相談件数は3000件を超えている。つまり研究者であるとともに優れた運動の実践家でもある。

構成は6章からなり、その章の構成は「基礎知識」と具体的質問1～30問に答えている。つまり基礎的理論問題と現実的課題に回答を与えている。内容的に

新刊紹介

は「労働者派遣法と派遣という働き方」「派遣社員の契約をめぐる問題」「派遣社員の就労をめぐる問題」「契約社員という働き方」「契約社員の就労をめぐる法律問題」「派遣・契約社員の権利を守る」からなっている。

第1章では、「労働者派遣法と派遣という働き方」について四項にわたって、その基礎的知識・理論が明らかにされ、設問に対する実践的解答として6問、「派遣社員と正社員」「常用型派遣と登録型派遣」「業務請負と労働者派遣」「違法派遣類型」「二重派遣」「派遣元と派遣先の責任」が。

第2章は、「派遣社員の契約をめぐる問題」での基礎知識では六項「労働条件と就業条件の明示」「1年ルールと派遣先への直接雇用」「社会・労働保険」などについて、解答としては6問で「派遣契約の中途解約」「派遣法改正とクーリング期間」「派遣社員と社会保険」「派遣社員と雇用保険」「派遣社員と税金」等が。

第3章としては、「派遣社員の就労をめぐる問題」で、基礎知識としては「労働基準法の適用」「安全衛生・職場環境」「セクハラ防止・出産と育児」で、質問については「労時間と残業」「有給休暇」「派遣社員とセクハラ」「労災事故」「労災補償」が明らかにされている。

第4章は、「契約社員という働き方」について、基礎知識としては「契約社員とは」「契約労働と個人請負」「社会・労働保険」等、具体的設問には「契約社員と正社員の違い」「雇用期間満了と解雇」「均等待遇と労働法令」「契約社員と社会保険加入」についてふれられている。

第5章は、「契約社員の就労をめぐる法律問題」で、基礎知識としては「契約社員と賃金・労働時間・休日・休暇」「契約社員と就業規則」「契約社員と女性・母性保護」からなり具体的質問にも回答している。

第六章は、終章である。以上をおさえたうえで、いかに要求を前進させるかについてふれている「派遣・契約社員の権利を守る」がそれである。基礎知識として「権利を守る手続きと方法」「労働組合の組織と加入」として派遣先責任の追及、「正社員の組合としての課題」「行政機関の種類と活用法」が明らかにされている。

著者は、終章の中で次のように触れている。「日本の職場の状況は異常である。リストラ・解雇・失業の拡大のなかで、長時間・過密労働、サービス残業から、単身赴任、ストレス、過労死、過労自殺に至るまで、生命・健康を含めて労働者の職場における基本的人権が侵害されている。今の日本ほど、労働者が人間らしく働けるルールが求められているときはない。」「労働法は、むしろ『職場の常識に反する非常識なもの』と受け止められ」ているようであるとしている。本来資本主義社会にあつて「労働法は使用者に対して弱い立場にある労働者を保護するために、使用者と労働者の間の契約（労働契約）に対して強い規制を及ぼすことになったわけである。労働者は、自分で署名した契約を破っても何ら非難される事はない。」「これは国の最高法規である憲法の認める原理（27条、28条）にまでなっている。要するに、労働法は『契約守るべし』という常識を大きく修正し、『労働法に従った契約を守るべし』を新たな常識としたのである。」これが近代社会における通念であり常識であると明らかにしているのである。

たしかに非正規労働者の権利と利益を守り拡大するには、社会的な力がある。それを結集するうえで本書は労働者に活用されて力となりうるであろう。

リストラに苦しみ闘う労働者にとって、理論的、実践書として提起されている。

（旬報社・2002年4月刊・1600円＋税）

（うちやま たかし・労働総研理事）

福島久一編

『中小企業政策の国際比較』

大林 弘道

本書は「経済のグローバル化」と「世界の中小企業」という視点から①中小企業政策の国際比較のための分析方法と比較基準の検討、②各国の中小企業政策の特殊性と共通性の分析、③中小企業政策の「世界化」の探求、④日本の今後の中小企業政策の方向の究明という四つの課題に取り組んでいる。編者の福島久一氏がまず序章で「中小企業政策の国際比較－分析方法と比較基準をめぐって－」を論じ、その上で、福島氏も含めた9名の研究者がそれぞれ、べ